

報告第十七号

専決処分した事件の報告について

平成二十五年十一月二十五日に訴えの提起をした、江戸川区新左近川マリーナの不法係留者に対し、使用許可終了日の翌日以後の不法係留に係る損害金の支払を求めた事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十六年六月十九日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 和解概要

- (一) 被告は、原告に対し、本件解決金として、六十五万七千三百円の支払義務があることを認める。
- (二) 被告は、原告に対し、前号の金員のうち二十二万五千三百六十円を、平成二十六年二月二十八日限り支払う。
- (三) 被告は、原告に対し、江戸川区新左近川マリーナ施設内における被告船舶の係留場所（以下「本件マリーナ施設」という。）について、被告が何らの権原なく占有し、使用していることを認める。
- (四) 原告は、被告に対し、本件マリーナ施設の明渡しを平成二十六年二月二十八日まで猶予する。
- (五) 被告は、原告に対し、前号の期日限り、本件マリーナ施設から被告船舶を収去し、本件マリーナ施設を明け渡す。
- (六) 被告が第二号の期限までに金員の支払をし、かつ、前号の本件マリーナ施設を明け渡したときは、原告は、被告に対し、第一号のその余の支払義務を免除する。
- (七) 被告が、第二号の金員の支払を遅滞し、又は第五号の本件マリーナ施設の明渡しを遅滞したときは、被告は、原告に対し、第一号の金員から第二号の既払金を控除した残額及びこれに対する平成二十六年三月一日から支払済みまで、年一割の割合による遅延損害金並びに平成二十六年三月一日から本件マリーナ施設の明渡しに至るまで、月額一万八千七百八十円の割合による金員を支払う。
- (八) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (九) 訴訟費用は、各自の負担とする。

二 事件内容

- (一) 提起年月日 平成二十五年十一月二十五日

(二) 当事者 原告 江戸川区

被告 江戸川区民

(三) 提起理由・請求内容 原告が、江戸川区新左近川マリーナ（以下「本件施設」という。）の不法係留者である被告に対し、
本件施設の使用許可終了日の翌日以後の不法係留に係る損害金として、八十二万三千百九十円の支払を求め
たもの

三 区訴訟代理人 弁護士 山崎正俊

四 訴訟経過 平成二十五年十一月二十五日～平成二十六年二月六日 口頭弁論一回 弁論準備二回 和解期日一回

平成二十六年二月六日

和解成立